

みやぎ障害者プラン 重点施策別検証資料

重点施策 1 障害を理由とする差別の解消

1 現状等

(1) 障害者差別解消法の認知と障害を理由とする差別の経験等に関する過去の調査結果について

① 平成28年県民意識調査

障害者差別解消法の認知割合

「知っている（36.0%）」、「知らない（64.0%）」

障害を理由とする差別の経験等

「自分自身が経験したことがある（4.1%）」、「居合わせたことがある（16.2%）」、「経験等はない（79.7%）」

② 平成28年度宮城県障害者施策推進基礎調査

障害者差別解消法の認知割合

「知っている（22.6%）」、「知らない（71.7%）」、「不明（5.7%）」

障害を理由とする差別の経験等

「自分自身が経験したことがある（28.4%）」、「経験等はない（66.4%）」

※ 次期プラン策定に向け、令和4年度に調査を実施予定

2 施策の方向

【プラン掲載内容】

県では、差別解消法の施行に併せ、県職員の対応要領を策定するとともに、障害を理由とする差別に関する相談窓口の設置、市町村や関係機関等と連携した相談・紛争防止体制の整備を推進してきたところである。

今後は、引き続きこれらの施策の充実を図りながら、個別の相談事例の収集・分析等を通じた望ましい対応の共有や、障害及び障害のある人に対する県民の一層の理解促進と周囲の人々の配慮の促進に取り組む。

【進捗状況を踏まえた課題と今後の方向性】

障害者差別解消法及び令和3年3月に策定した「障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例」、「手話言語条例」に基づき、共生社会の実現に向けた取組の県民への浸透を図っていくことが必要であることから、県民及び事業者向けに効果的な普及啓発事業等を各種展開し、障害者差別解消法及び条例の認知度向上とともに、差別解消と共生社会づくりに向けた県民、事業者の行動を促進していく。

併せて、障害を理由とする差別解消のため整備した相談窓口や調整委員会等を活用し、相談事例等の収集・共有を図るほか、情報保障の推進等の施策展開を図っていく。

3 これまでの主な施策の推進状況

(1) 「障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例」及び「手話言語条例」の制定について

平成30年度に、障害を理由とする差別の解消に向けた条例制定の検討を開始した。

令和元年度に、障害当事者に加え事業者等を構成員とした検討会を設置し、計6回の検討を経て意見をとりまとめた。また、手話言語条例については、関係団体と意見を重ね条例の骨子案を策定した。

昨年度は、宮城県障害者施策推進協議会（施策協）での議論や、障害当事者団体・事業者への説明と意見聴取、パブリックコメントを経て、令和3年3月に両条例を制定した。

(2) 行政機関等における配慮

平成28年度に県が策定した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき、管理職や新任職員に対し、障害者差別解消法について内部研修を実施し、障害の社会モデルや合理的配慮についての理解を促している。

県が主催する会議や各種行事等について、手話通訳や要約筆記、資料点訳等の合理的配慮の提供を行うとともに、県の窓口で遠隔手話通訳やコミュニケーション支援アプリケーション（UDトーク）を導入したタブレット型端末を設置している。

視覚障害者向けに点字又はCDによる県政だよりを配布している。

(3) 普及啓発・広報活動の推進

みやぎ出前講座のメニューに障害者差別解消法を掲載しており、要望があれば民間団体等に出向き、出前講座を実施している。

障害者に対する県民の理解を促進するため「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」を公募するとともに、受賞作品等の展示を行い、障害に対する理解促進の促進に取り組んでいる。

県庁内での就労支援事業所の販売会（働く障害者ふれあいフェスティバル）においてブースを設けてヘルプマークの配布、普及啓発を行っている。また、歩行が困難な障害者などに対して、公共施設や商業施設などに設置されている障害者用等の駐車区画の利用証を交付している。

条例制定を機に、「障害を理由とする差別解消のための体制整備」や「共生社会の実現」のための施策として、今年度から以下の事業に取り組んでいる。

① 障害を理由とする差別の解消に向けたリーフレットの作成

中学校において総合的な学習の時間等で使用することを想定した一般県民向けのものと、商品販売・サービス分野の事業者向けのものの2種類を作成することとしている。事業者向けのものは、今後随時種類を増やしていく方針である。

② ラジオ放送により普及啓発

6月からDate FMで、障害を理由とする差別の解消について放送を行っており、令和4年3月までに計25回実施することとしている。

③ スマートフォンアプリを活用した助け合い実証事業

学生など若い世代に働きかける取組として、スマートフォン用アプリを活用した手助けを必要とする人と手助けしたい人との意思疎通を促す実証事業を実施している。

これまでに、障害当事者と東北福祉大学の学生を対象に体験交流会を2回実施しており、今後は、広く県民にスマートフォンアプリを活用した助け合いの呼びかけを検討している。

<体験交流会>

日時	場所	参加者
7月18日(日)	JR仙台駅	障害者4名(車いす, 視覚, 聴覚, 内部障害) 東北福祉大学の学生13名
10月15日(金)	ハピナ名掛丁 商店街	障害者4名(車いす2名, 視覚, 聴覚障害) 東北福祉大学の学生10名

④ 合理的な配慮のための環境整備促進事業補助金

県内事業者が、障害者に配慮した環境整備を行う場合に整備費用を助成し、その優れたモデル的取組を県民や事業者に広く情報発信することとしている。

取組状況としては、これまでに、10件(宿泊業6件, その他販売業・理容業等4件), 約800万円の交付決定を行っている。

(4) 差別解消のための体制整備

宮城県社会福祉士会に対し委託している宮城県障害者権利擁護センターについて、条例制定を機に、宮城県障害者差別相談センターの名称も掲げることとし、障害者に対する虐待や障害を理由とする差別について、本人やその家族からの相談に加え、障害者福祉施設や企業等からの相談にも随時対応している。

障害を理由とする差別について、事業者の事案に関し、相談では解決しない場合には、当事者からの求めに応じあっせんを行う調整委員会を設置した。

(5) 関係機関と連携した差別解消の取組

県に寄せられた障害を理由とした差別に関する相談について施策協と情報共有し、必要に応じて紛争の防止・解決に向けた議論を行っていく方針である。

なお、今年度障害者差別相談センターに寄せられた差別に関する相談については以下のとおりである。

【参考】

番号	相談内容	センターにおける対応
1	<p>車の点検で自動車販売店の店長の対応が、障害者へ理解がなく感じる。障害者差別ではないだろうか。また、これまでも生活してきて「車いす邪魔だ！」など言われたり、差別的な対応をされてきた。</p> <p>仙台市にこの様な状況があることを伝えてほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・傾聴する。 ・事業所の「障害者を理由とする不当な差別」「合理的配慮」の状況について分かる範囲で確認する。 ・障害者団体を紹介する。 ・この相談について、仙台市と情報共有した。
2	<p>障害者支援法で、年齢制限や利用回数制限について書かれていないものでも、条例や事業所のルールで制限を設けているところがあり、保護者と児童が大変な思いをしている。こういうのは、「合理的配慮」的にどうなんだろうか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・傾聴する。 ・事業所の「障害者を理由とする不当な差別」「合理的配慮」の状況について分かる範囲で確認する。
3	<p>具体的な相談事案があるわけではないですが、障害者差別解消法について教えてほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・質問への応答をする。
4	<p>町の広報誌に掲載したイラストの顔に『鼻』がないことが、障害者への配慮として問題ないか？</p> <p>今後、イラストや写真などを広報紙やホームページに掲載するにあたり、障がい者等への人権の観点で配慮すべきことは？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県に相談内容について相談・報告。以下のように先方に返答する。 ・イラストでは一般的に、対象物の特徴を誇張、強調したり、簡略化・省略化することがあり、このような技法で表現することは広く社会に浸透し、受容されている。 ・今回問題となっているイラストの顔に「鼻」がないことも、上記簡略化・省略化の一種であり、その内容についても、社会で受容されている範囲内のものであると考えられ、このイラストについて、不快の念を抱く方が仮にいたとしても、そのことがただちに「障害者への配慮不足」には該当しないと考えること。

5	<p>印刷会社へ名刺を依頼した。出来あがった名刺を受け取ったとき、相談者は名刺の印刷を確認せず、自宅に戻ってから名刺を取り出してみると、名刺の裏面に『声帯を摘出しております。ご連絡はSMSにて』と印刷されていた。印刷会社の社長の奥様の心使いのようでしたが、私は（相談者）その名刺を見るたびに悲しい思いをします。まだまだ、差別はあると思う。県の人にも現状を知ってほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・傾聴する。 ・印刷会社は相談者が生活する地域にあるため、県からの確認は希望していないとのことだった。 ・ただ、こういった差別はまだあることを県に知ってもらい考えてほしいとのことだった。
6	<p>〇〇パーク内にある「●●●」という店でドリンクを購入し、受取用窓口に並んだが受け取りすることができませんでした。誰ひとりも紙に書いてくれませんでした。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・メール返信（10/1） メールを読んで、相談者がとても大変な思い、悔しい思いをされた事を知った。大切なことなので状況について詳しく教えて欲しいことを伝え、いくつか状況について質問する。 ・10/11 相談者より返信が来ていないことを県に相談し（10/11）相談者へ再度メールすることとする。 （内容）10月1日にメールへ返信をさせて頂いていたこと、その後、相手方と話し合いができていれば良いと気になっていたこと、また、差別や権利侵害とを感じるようなことがあればいつでもご相談くださいと伝える。



スマートフォンを活用した助け合い実証事業について

事業内容

スマートフォン用アプリ「May ii (メイアイ)」を宮城県内の一部エリアに導入し、手助けマッチング機能を活用して心のバリアを取り除き、特に若い世代に対する交流機会の拡大・相互理解を促すことにより、障害のある人もない人も共生する社会の実現を目指すもの

▽R3.2.1時点で11エリア（5都道府県）で提供中

サポートを頼む時の流れ

利用エリアに入ると、サポート依頼を発信することができます。



サポートをするときの流れ

利用エリアに入ると待機状態になるので、依頼が来たら立候補します



体験交流会に参加した方の感想等

アプリの効果

- “新しい体験”で楽しかった。
- 手助けを通してその人の病気の内容を知ったり、理解できた。
- 声かけてもいいんだ！ということもわかった。

アプリ良い点

- 助けたいけど躊躇しちゃうところを補助してくれる。アプリでハードルが下がった。
- 事前にサポート依頼内容がわかるので助けに行ける

アプリ改善点

- 詳細を伝えられないため、人多いところだとマッチング場所に時間かかる。
- 文字の拡大機能がないため、文字が読みづらい。

重点施策 2 雇用・就労等の促進による経済的自立

1 現状等

(1) 障害者雇用率

障害者雇用率等の推移

	H30	R1	R2
雇用障害者数	5,845 人	6,101 人	6,235 人
障害者雇用率 (県)	2.05%	2.11%	2.17%
障害者雇用率 (全国)	2.05%	2.11%	2.15%

宮城労働局資料より

法定雇用率達成企業数等の推移

	H30	R1	R2
達成企業数	750	788	786
達成企業数の割合	49.2%	50.4%	51.4%

宮城労働局資料より

(2) 福祉的就労からの一般就労

就労支援施設等 (定員数) と一般就労への移行者数の推移

		H29	H30	R1	R2
一般就労移行者数 (人)		328	392	413	442
就労支援施設 等定員 (人)	就労移行支援	1,004	1,004	861	886
	就労継続支援 A 型	942	942	897	1,062
	就労継続支援 B 型	4,767	4,767	5,255	5,707

第 5 期宮城県障害福祉計画進捗状況等調査 及び
障害者自立支援給付支払等システムに係る事業所台帳より

(3) 平均工賃月額等の推移

	H29	H30	R1	R2
平均工賃月額 (円)	17,862	17,490	17,477	17,247
工賃総額 (千円)	897,563	918,455	965,120	1,045,879

第 4 期宮城県工賃向上支援計画より

2 施策の方向

【プラン掲載内容】

障害のある人の雇用・就労の機会の拡充と職業能力の開発を図るとともに、就労支援施設等の企業的経営スキルの向上や商品開発・販路開拓に向けた支援、農福連携の推進、共同受注体制の強化等を通じた工賃向上を促進する。

また、就労支援施設等の商品・役務等に係る行政機関等の優先調達を推進する。

【進捗状況を踏まえた課題と今後の方向性】

一般就労については、法定雇用率の引き上げ等により障害者雇用者数は年々増加しているが、本県における雇用情勢は依然厳しい状況であり、また、福祉型就労からの一般就労への移行者数についてもさらに増加させていく必要があることから、県内企業等に対する障害者雇用促進の働きかけや、就労に向けた準備段階から求職活動段階、就職後の職場定着などについて、関係機関との連携により、就業面と生活面の一体的な支援や就労移行支援事業所の支援力向上の支援等を継続して行っていく。

福祉型就労については、平成29年以降、平均工賃月額は減少傾向にあることから、BPO業務の共同受注体制の整備等により、県内外から新たな民間需要の獲得や、県をはじめとする行政機関等の優先調達を促進し、県内事業所の支援力向上と工賃向上を図っていく。

3 これまでの主な施策の推進状況

(1) 安定した雇用の確保

「宮城県障害者雇用支援のつどい」の開催、障害者就職面接会の開催、県内企業に対する障害者雇用要請の実施、精神障害者雇用推進セミナーなどにより障害者雇用促進の啓発を図っている。

企業訪問による企業情報の収集・提供、雇用支援・助言、障害者雇用の普及・啓発のほか、セミナーや研修会、職場見学会等の開催、好事例に関するハンドブックの作成・配布を行うことにより、企業における障害者雇用への理解を深め、障害者雇用の推進を図っている。

(2) 就労支援施設等の経営力向上等を通じた工賃向上

工賃水準を引き上げるため、就労支援施設等の経営改善等のために必要なコンサルタントの派遣や、セミナー・研修会を開催している。

働く障害者ふれあいフェスティバルを開催し、障害者が生産活動の訓練や社会参加の一環として作製した製品を紹介・販売することにより障害者の職業的自立意欲を喚起するとともに、県民の障害者就労に関する認識を深める取組を行っている。

BPO※を活用した工賃向上モデル事業として、日本財団との連携協定に基づき、共同受注方式により、県内外の企業から切り出された軽作業・請負業務の受注を拡大させ、事業所へ年間を通じて安定した高工賃の仕事を提供していく体制づくりに取り組んでいる。

※ BPOとは、ビジネス・プロセス・アウトソーシングの略。業務工程の一部を切り出し、請負業務として外部委託すること。

(3) 職業訓練・職業能力の開発

宮城障害者職業能力開発校において、就業に必要な職業能力の開発・向上を図るため実技を主体とした職業訓練を実施するとともに、公共職業安定所等の関係機関と連携し、その就業を促進している。

障害者就業・生活支援センター」において、障害者の雇用に関係する職場適応支援と就労や雇用に当たっての日常生活、社会生活上の支援を行い、障害者の職業生活における自立を図っている。

みやぎ障害者ITサポートセンターを設置し、講習会や訪問指導の実施やITに関する障害者からの相談に対する電話対応や出張サポートを実施することにより、ITの活用能力を向上させ、就労等を支援している。

障害者の一般就労の促進に向け、県庁内等に発達障害者等を職場実習生として受け入れ、就業体験の機会を提供するとともに、就業に向けた技術の習得を支援している。

(4) 多様な就業機会の創出

農業経営体と福祉事業所のマッチング支援を行うとともに、農福連携の理解醸成のためのセミナー等を開催し、農福連携の取組を支援している。

水産加工業における深刻な人手不足の解消と、福祉分野における障害者の就労機会拡大や経済的自立等、両分野の課題解決に向け、水産加工業と福祉分野の連携を推進し、障害者雇用や作業委託等のマッチングを支援している。

(5) 行政機関等からの受注促進

就労支援事業所の物品等のリストを作成し、課のHPに掲載し、随時更新するとともに、市町村にも情報提供を行うとともに、物品等の品質向上について、専門家等の派遣や各種セミナーによる支援を行っている。

印刷物や図書購入など、優先調達の推進が期待できる物品等について庁内への周知を図るとともに、「1所属2調達以上」の取り組みを推進している。

日本財団との連携協定

- <協定名> 「働く障害者支援のための連携協定」
 <目的> 県と日本財団とが緊密な相互連携と、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、障害者の工賃向上等による経済的自立の促進を図る。
 <連携事項> ①障害者の工賃向上に関すること
 ②その他就労機会の確保、経済的自立の促進に関すること
 <締結日> 令和2年12月23日
 <期間> 令和5年3月31日までの2年間
 (延長可。ただし、最長で令和7年3月31日まで)

BPOを活用した工賃向上モデル事業

事業イメージ

宮城県と日本財団は、連携協定に基づき、共同受注方式により、県内外からのBPO業務の受注を拡大させ、事業所へ年間を通じて安定した高工賃の仕事を提供していく体制を構築するための新たなプロジェクトを令和3年度から令和4年度までの2年間実施する。

※ BPO…ビジネス・プロセス・アウトソーシングの略。業務工程の一部を切り出し、請負業務として外部委託すること。当プロジェクトでは、企業から切り出された軽作業・請負業務の受注拡大を目指す。



R3目標 新規プロジェクトの事業成果を測るため、新規プロジェクトに参加した利用者1人当たりの作業売上を成果指標とし、令和元年度平均工賃月額約2倍を目指す。



事業費

日本財団と宮城県が、みやぎセルフ協働受注センターに対し事業費を補助
 (日本財団2千万円、県5百万円)

参加意向事業所数

76事業所が参加意向 (R3年10月29日現在)

取組状況

5月26日参加事業所向けキックオフミーティングを開催。
 5月から受発注開始し、12案件2,947千円受注。
 現在複数案件進行中。

重点施策3 自ら望む地域・場所で暮らせるための環境整備・人材育成

1 現状等

(1) グループホームの整備状況

グループホームの定員数・居住数の推移

	H29	H30	R1	R2
利用定員数（人）	2,508	2,581	2,797	3,032
介護サービス包括型	2,353	2,443	2,665	2,875
外部サービス利用型	155	138	122	136
日中サービス支援型	0	0	10	21
住居数（戸）	476	492	526	643
介護サービス包括型	448	465	500	608
外部サービス利用型	28	27	24	32
日中サービス支援型	0	0	2	3

障害者自立支援給付支払等システムに係る事業所台帳より

(2) 日中活動系サービスの整備状況

日中活動系サービス定員の推移

	H30	R1	R2	
利用定員（人）	生活介護	4,743	4,945	5,179
	自立訓練	484	497	503
	就労移行支援	1,004	861	886
	就労継続支援A型	942	897	1,062
	就労継続支援B型	4,767	5,255	5,707
事業所数	生活介護	175	168	172
	自立訓練	38	39	35
	就労移行支援	87	78	71
	就労継続支援A型	54	53	58
	就労継続支援B型	219	234	256

障害者自立支援給付支払等システムに係る事業所台帳より

(3) 障害のある人の地域生活移行状況

①入所施設からの移行

項目	H29	H30	R1	R2	累計
地域生活移行者数	15人	25人	16人	16人	72人

第5期宮城県障害福祉計画進捗状況等調査より

②病院からの移行（精神障害者）

	H27	H28	H29	H30	R1
入院後3ヵ月時点の退院率	53.1%	61.0%	59.0%	-	-
入院後1年時点の退院率	85.1%	89.0%	86.0%	-	-
入院期間1年以上の長期在院者数	3,212人	3,188人	3,133人	3,092人	2,735人

宮城の将来ビジョン及び宮城県震災復興計画 成果と評価より

③入所待機者数の推移

	H30.4.1	H31.4.1	R2.4.1	R3.4.1
利用定員（人）	1,913	1,943	1,943	1,963
待機者数（人）	501	553	544	626

H30→H31 入所施設の新設（県南ありのまま舎） R2→R3 船形の郷の定員増

障害者支援施設等における契約者利用状況より

※「施設入所支援」分を抜粋

（４）発達障害のある人に対する支援等の状況

発達障害者支援センターの相談件数の推移

年度	H29	H30	R1	R2
相談件数（件）	1,279	1,216	780	861

第5期宮城県障害福祉計画進捗状況等調査より

（５）医療的ケアを要する障害のある人の状況等

① 重度の身体障害のある人等に対する調査（平成28年2月）

「医療的ケアを要する」と回答した人の割合 33%（1,974人／回答者5,984人）

② 障害福祉サービス事業所に対する調査（平成28年2月）

「医療的ケアの対応が可能」と回答した事業所の割合 27%（152事業所／回答事業所562事業所）

2 施策の方向

【プラン掲載内容】

障害のある人の地域生活への移行を進めるため、グループホームや地域生活支援拠点等の整備を進めるとともに、利用者本位のサービス提供を可能にするための相談支援体制の充実や、介護人材の確保・育成、サービスの質の確保等に取り組む。

特に、障害のある子どもに対する切れ目のない支援体制の構築を図るほか、支援の必要性が高まっている発達障害に関する支援体制の整備を推進するとともに、医療的ケア実施体制の充実に向けた取組を進めていく。

また、県全域における障害のある人のセーフティネット機能が期待される県立障害者支援施設「船形コロニー」については、老朽化等への対応とともに、民間施設のバックアップ・地域の社会資源のコーディネートといった新たな役割を果たすことを見据えた整備を進めていく。

【進捗状況を踏まえた課題と今後の方向性】

障害のある人の地域生活への移行が計画どおり進んでおらず、障害のある人の高齢化・重度化、親亡き後を踏まえると、今後の地域生活移行の推進に必要な住環境の整備及び介護サービス等の支援について検討する必要があることから、グループホーム等の実態調査等により現状把握を行い、今後の施策展開の方向性を検討する。

また、引き続き、障害のある人が地域で安心して暮らすことができるための環境整備・人材育成を図り、福祉サービスの充実を図るとともに、発達障害や医療的ケアなどについては、支援体制の充実に向けた人材確保に取り組んでいく。

また、県立障害者施設「船形の郷」については、令和6年4月の全面供用開始に向け整備を進めるとともに、在宅等での生活が一時的に困難となった場合のバックアップ機能や地域の社会資源をつなぐコーディネート機能等、地域支援体制の機能向上に向けた役割を担うことのできる施設としての検討・準備を進めていく。

3 これまでの主な施策の推進状況

(1) 介護人材の確保・育成

障害福祉分野における介護人材の確保・育成のため、無資格者が介護職員初任者研修を受講する際の受講費及び代替職員人件費相当分の補助を行っている。

また、適切な指定居宅介護等のサービスの提供に当たり必要な知識及び技能を有する者の養成等を目的として、宮城県の指定を受けた「指定研修事業者」が、各種研修を県内各地で開催している。

<障害福祉施設関係施設人材確保支援事業の実施状況>

	H30	R1	R2
補助対象事業者数	9 法人	19 法人	22 法人
補助対象職員数	21 人	47 人	50 人

<宮城県居宅介護従業者養成研修事業の実施状況>

		H30	R1	R2
修了者数（人）		604	726	708
研修別修了者	初任者	15	23	22
	重訪（統合）	-	146	35
	同行（一般）	152	136	65
	同行（応用）	90	54	49
	全身性	36	9	8
	強度行動障害 （基礎）	193	219	327
	強度行動障害 （実践）	118	139	202

(2) 住まい・支援拠点の整備等

① 地域生活への移行の推進

地域移行を促進するため、特に整備の必要性が高い重度障害者・精神障害者向けグループホームと地域生活支援拠点を整備する際に、その経費の一部を補助している。

<グループホーム整備促進事業の実施状況>

	H30	R1	R2
実施法人数	10 法人	3 法人	4 法人
創設及び大規模修繕	13 件	3 件	5 件

<地域生活支援拠点等整備促進事業の実施状況>

	H30	R1	R2
実施法人数	1 法人	1 法人	-
創設及び大規模修繕	1 件	1 件	-

<地域生活支援拠点の整備状況（R3.4.1現在）>

状況	市町村等	補助金の活用
整備済み	岩沼市	×
	東松島市	×
	石巻市，女川市	×
	富谷市，大和町，大郷町，大衡村	○
	亘理町	○
	涌谷町	○
	塩竈市，多賀城市，松島町，七ヶ浜町，利府町	○
	白石市，角田市，蔵王町，七ヶ宿町，大河原町，村田町，柴田町，川崎町，丸森町	○
	仙台市	×
整備予定	10市町（気仙沼市，名取市，登米市，栗原市，大崎市，山元町，色麻町，加美町，美里町，南三陸町）	

精神科救急医療体制として，精神疾患の急激な発症や精神症状の悪化等により緊急な医療を必要とされる方々が，適切な医療を24時間365日受けられる体制を整備している。

② 医療的ケア提供体制の整備

日常的に医療的ケアを必要とする障害児者の家族等が急病や休息のため，介護が困難な場合に対応可能な，医療型短期入所事業所の整備を促進し，4事業所が短期入所事業を開始しているほか，医療的ケア児者への直接支援に従事する支援者及び相談支援事業所等において支援を総合調整する医療的ケア児等コーディネーターを養成している。

<医療型短期入所モデル事業の実施状況>

	H30	R1	R2
短期入所事業所病床確保	2病院	4病院	4病院
利用実績	実6人 延べ20日	実14人 延べ80日	実5人 延べ78日

＜医療的ケア児等コーディネーター等養成研修事業の実施状況＞

	H30	R1	R2
支援者	36人	69人	105人
コーディネーター	35人	38人	73人

③ セーフティネット機能の確保・充実

船形の郷の建替えについては、令和元年度から新居住棟2棟の建設工事を着工し、令和2年度に一部供用開始しており、令和6年度の全面供用開始に向けて、建替え工事を進めている。

船形の郷の入所者は、現状の社会資源や支援体制では地域生活への移行が困難な者が殆どであり、重度・最重度の障害者支援の拠点として、民間施設や地域での生活が困難な者を受け入れるセーフティネット機能を果たしている。

(3) サービスの質の確保・向上等

① 相談支援体制の充実

サービス等利用計画・障害児支援利用計画の策定等を担う相談支援事業所や、総合的・専門的相談への対応、地域の相談支援事業所の人材育成等において中核的な役割を担う基幹相談支援センターの従事者の確保・育成に係る研修を実施し、障害のある人やその家族の意向を尊重した適切なサービスを提供する相談支援体制の充実を図っている。

＜相談支援事業所等の設置数の推移＞

	H29	H30	R1	R2
地域移行支援	47	46	45	49
地域定着支援	47	46	47	51
計画相談支援	145	155	150	167
障害児相談支援	125	132	132	146
基幹相談支援センター	5	8	12	14

障害者自立支援給付支払等システムに係る事業所台帳及び市町村への照会結果より

② 障害児支援の充実

「個別の教育支援計画」「個別の移行支援計画」を活用した就業・生活支援における教育、福祉、労働等関係機関の継続的な支援体制の充実を図るとともに、職業教育の教育課程の検討、進路の学習等の指導の工夫、外部人材の作業学習等への活用などを実施している。

また、医療的ケアが必要な児童生徒の学習環境を整備するため、看護師を配置するとともに、巡回指導医の指導のもと、教員が看護師と連携してケアを実施している。

③ 発達障害のある人の支援の充実

発達障害の社会的認知の高まりによる相談件数の増加や、支援ニーズの多様化により、「えくぼ」1センター体制での対応が困難な状況となっていたため、令和元年度に、市町村等を一次支援機関、各圏域に発達障害者地域支援マネージャーを配置し二次支援機関、「えくぼ」に加え、新たに、県直営の発達障害者支援センターを開設し三次支援機関と位置付け、「機能分化と連携を軸に重層的な支援体制」への見直しを図っている。

④ サービス提供に係る指導等

指定障害福祉サービス事業者等に対し、対象サービス等の質の確保、並びに自立支援給付等の適正化を図り、事業所等の運営が健全かつ円滑に行われるよう、関係法令に基づき、自立支援給付等の対象サービス等の内容、及び自立支援給付等に係る費用の請求等に関する指導を行っている。